

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館図書資料等選定基準

令和4年3月25日

沖芸大基準第5号

(趣旨)

第1条 この基準は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館図書資料収集方針（以下「収集方針」という。）に定めのあるもののほか、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館（以下「図書館」という。）における図書資料等の選定基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(資料の範囲)

第2条 この基準において図書資料等とは、図書、逐次刊行物、視聴覚資料及びその他の資料をいう。

(選定基準)

第3条 図書資料等の選定は、予算の遂行状況を十分考慮し、次のとおり行う。

- (1) 本学の最大構成員である学生のための学習用図書やシラバス掲載図書を優先する。
- (2) 長期的展望に立って、本学の体系に沿った選定を行う。とりわけ学部・学科構成、学問研究の動向に留意しつつ、適正な蔵書体制の実現を図る。
- (3) 利用者が購入しづらい高価な「全集、シリーズもの等」を積極的に選定する。
- (4) 絵画集、写真集などの美術書は、一定の評価を得ているものを選定する。
- (5) 小説・随筆等の文学作品は、原則として、学生の知的好奇心を満たし、創造性の育成に資するもので、一定の評価を得ているものを選定する。
- (6) 高度に専門的、あるいは極端に細分化された内容で、利用者が限定されるものについては、慎重に選定するものとする。
- (7) 継続購入以外の新書・文庫・雑誌類などについては、慎重に選定するものとする。
- (8) 政党、宗教、企業との主義・主張が強く、宣伝目的の彩色が濃厚なものについては、慎重に選定するものとする。
- (9) 原則として、一点につき一冊を収集することとする。
- (10) 学生購入希望図書については、別に定める。

(非選定図書)

第4条 次の各号に掲げる図書は、原則として収集しないものとする。ただし、学問研究の対象となる基本的資料を除く。

- (1) ベストセラー図書
- (2) 児童用図書
- (3) 公序良俗に反する過激な図書
- (4) 実用的、娯楽的性格の強いもの
- (5) 学内他機関に系統的・網羅的に選書・所蔵されているもの
- (6) 大学図書館の利用者のレベルに及ばないもの
- (7) その他、図書館長が定めるもの

附 則（令和4年3月25日館長決裁）

この基準は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。